

大和市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第18条第2項の規定により平成30年1月22日から供用を廃止する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な経過地
中央林間129号	中央林間一丁目4298番	中央林間一丁目4298番	5.00	110.11	
上和田125号	上和田字新道添1016番先	上和田字新道添1019番4先	2.73 ～4.00	44.33	